

隨 意 契 約 結 果 書

契約年月日	平成23年11月11日
契約業者名	(株)日立ビルシステム
契約業者の住所	広島市中区八丁堀3番33号
工事の名称	平成23年度因島大橋主塔エレベータ修繕工事
工事場所	広島県尾道市向島町(因島大橋)
工事種別	機械設備工事
工事概要	本工事は、因島大橋の主塔エレベータの制御機器更新、付属装置整備及び試運転調整を含めた修繕工事を行うものである。
工期(自)	平成23年11月12日
工期(至)	平成24年7月16日
契約金額	12,600,000円(税込み)
予定価格(消費税及び地方消費税抜き)	12,164,000円
随意契約の相手方の選定理由	<p>本修繕工事は、因島大橋の主塔エレベータにおいて、設備の機能、性能及び安全性を確保するために、制御盤、電動機等の交換による部分整備を行い、総合試運転まで実施するものである。</p> <p>当該設備は、(株)日立製作所製であり、上記業者は(株)日立製作所製のエレベータの設置、点検、検査、部分整備、修繕等を専門に実施する業者でかつ、(株)日立製作所から指定された唯一の業者であり、国内の同様なエレベータの工事及び点検において多くの施工実績を有している。</p> <p>本修繕工事を円滑、安全に施工するためには、以下の履行条件を満足する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該エレベータの構造と機能を熟知していること。</li> <li>② 当該エレベータの交換部品等の製作または調達が可能であること。</li> <li>③ 当該エレベータの整備、部品交換作業、試運転調整、検査等を実</li> </ul>

	<p>施するための専門知識、実務経験を有する技術者を配置できること。</p> <p>④ 当該エレベータの工事等で十分な安全管理等が行うことができ、橋梁塔内エレベータの工事等の実績を有していること。</p> <p>上記業者は以上の履行条件を満足し、本修繕工事を施工が可能な唯一の業者である。</p> <p>従って、契約規程第4条第1項第1号及び契約事務細則第36条第1項第4号に基づき、上記業者と随意契約するものとする。</p>
--	---